山陽小野田市本社機能移転促進条例の制定について 山陽小野田市本社機能移転促進条例を次のように定める。

令和2年9月1日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市本社機能移転促進条例(目的)

第1条 この条例は、企業の本社機能を本市の認定地域に移転しようとする 者に対し奨励措置を行うことにより、産業の振興及び雇用の促進を図り、 もって市勢の発展に資することを目的とする。

(用語の定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各 号に定めるところによる。
 - (1) 本社機能 地域再生法施行規則 (平成17年内閣府令第53号) 第8条 第1号から第3号までに掲げるものをいう。
 - (2) 認定地域 地域再生法(平成17年法律第24号)第7条第1項に規定 する認定地域再生計画に記載された本市の地方活力向上地域をいう。
 - (3) 移転 本市に本社機能を有しない者が認定地域に県外から本社機能に関する業務の全部又は一部を移動することをいう。
 - (4) 事業者 本社機能の移転を行う者をいう。
 - (5) 常用雇用者 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に 規定する被保険者で、期間の定めなく事業者に直接雇用されるものをい う。
 - (6) 新規常用雇用者 常用雇用者のうち、本社機能の業務に従事するために 異動してきた者又は新たに雇用された者をいう。

- (7) 中小企業者 中小企業基本法 (昭和38年法律第154号) 第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (8) 営業開始日 本社機能の移転に伴う人員配置が完了し、移転された本社機能の業務を開始する日をいう。

(奨励措置)

第3条 市長は、第1条の目的を達成するため、事業者に対し、予算の範囲内 において、本社機能移転奨励金の交付(以下「奨励措置」という。)を行う ことができる。

(本社機能移転奨励金)

- 第4条 本社機能移転奨励金の額は、交付対象となる新規常用雇用者(以下「交付対象者」という。)1人につき50万円とする。ただし、交付対象者の数は、500人(中小企業者にあっては、200人)を限度とする。
- 2 前項の交付対象者とは、次条の規定により市長が認定した者が、当該認定 を受けた日から営業開始日までの間に移転する本社機能の業務に従事するこ ととなった新規常用雇用者で、営業開始日から1年を経過する日までにおい て当該本社機能の業務に従事し、本市に住所を有するものとする。
- 3 本社機能移転奨励金は、事業者が移転する本社機能の業務に新規常用雇用 者を従事させた場合において、営業開始日から1年を経過した日後に交付す る。

(認定事業者)

- 第5条 第3条の奨励措置を受けることができる事業者は、次の各号に掲げる 要件のいずれにも該当する者で、市長が適当と認め、認定したもの(以下 「認定事業者」という。)とする。
 - (1) 統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準として定める日本標準産業分類に規定する次のいずれかの業種の用に供する事業を行うため、本社機能の移転を行うものであること。

ア 大分類E製造業

イ 大分類F電気・ガス・熱供給・水道業(太陽光発電所及び風力発電所を除く。)

- ウ 大分類G情報通信業
- 工 大分類H運輸業、郵便業
- オ 大分類 [卸売業、小売業(小売業を除く。)
- カ 大分類L学術研究、専門・技術サービス業
- (2) 交付対象者の人数が5人以上(中小企業者にあっては2人以上)であること。
- (3) 当該本社機能の移転に伴う事業について、本市の他の制度に基づく雇用者数等を算定の基礎とした補助金等を受けていないこと。
- 2 市長は、前項の認定に当たって必要と認めるときは、条件を付することができる。

(認定の申請)

第6条 前条第1項の認定を受けようとする事業者は、規則で定めるところにより、認定の申請をしなければならない。

(変更の届出等)

- 第7条 認定事業者は、前条の認定の申請の内容を変更しようとするときは、 その旨を市長に届け出なければならない。
- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、認定事業者に対し、当該 認定について必要な条件を追加し、又は変更することができる。

(認定の取消し)

- 第8条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を 取り消すことができる。
 - (1) 第5条第1項に規定する認定の要件を欠くこととなったとき。
 - (2) 第5条第2項又は前条第2項に規定する条件に違反したとき。
 - (3) 奨励措置の対象となっている本社機能の業務を休止し、又は廃止したとき。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が取り消す必要があると認めたとき。 (報告及び調査)
- 第9条 市長は、認定事業者に対し、当該認定に係る本社機能の移転について 報告を求め、又は実地に調査し、必要な指示を行うことができる。

(地位の承継)

- 第10条 相続、合併、営業譲渡その他の事由により、認定事業者から奨励措 置の対象となっている本社機能の業務を承継した者は、その地位を承継する ものとする。
- 2 前項の規定により地位を承継した者は、規則で定めるところにより、その 承継した日から30日以内に市長に届け出なければならない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。